

気象に関する警報発令時の対応について（改定）

気象に関する警報等は、市町ごとに発表されます。このことを踏まえ、自然災害が予想される場合、生徒の安全を確保するために「気象に関する警報発令時の対応について」を次のとおり改めました。本校は生徒の安全確保を最優先しつつも、授業等の学校教育活動を大切にする観点から、できるだけ休校としない方向で学校運営を行います。しかし、福山市及び周辺地域で警報が発令された場合は次のような対応をとってください。

1 登校、自宅待機等について

- (1) 午前6時の時点で、福山市に**暴風警報**または**特別警報**が発令されている場合
⇒ **自宅で待機**する。
- (2) 午前9時までに**暴風警報**および**特別警報**が解除されている場合
⇒ **3時間目（10時55分）から授業を開始**する。
- (3) 午前11時までに**暴風警報**および**特別警報**が解除されている場合
⇒ **5時間目（13時30分）から授業を開始**する。
- (4) 午前11時の時点で**暴風警報**および**特別警報**が解除されていない場合
⇒ **臨時休校**とする。

2 午前6時の時点で警報が発令されていないが、その後に発令された場合について

- (1) 自宅を出発する時刻に**暴風警報**または**特別警報**が発令されている場合、生徒は**自宅待機**とし、上記1（2）から（4）に基づき行動する。
- (2) 登校途中で警報の発令を知った場合、自宅へ引き返すことを含め、安全を最優先して臨機応変に対応する。

3 福山市以外から通学する生徒への対応について

福山市に警報が発令されていなくても、居住する市町に警報が発令されている場合または交通機関等の状況等から保護者の判断として自宅待機が望ましいと思われる場合は、保護者の方自ら学校へ御連絡ください。この場合の**欠席や遅刻の扱いは別途検討**します。

4 その他

- (1) 警報が発令されていなくても、登校時に通常利用する公共交通機関が運行されていない場合、生徒は自宅待機とし、運転が再開され次第登校する。この場合の**欠席や遅刻の扱いは別途検討**します。
- (2) 警報発令の有無にかかわらず、局地的な豪雨による洪水等が予測されるなど、危険だと判断した場合、その旨を学校に連絡する。この場合の**欠席や遅刻の扱いは別途検討**します。
- (3) 考查期間中も同様に対応する。考查期間中に臨時休校になった場合、その日に実施できなかった考查は、考查最終日の翌日に実施する。
- (4) 警報については、NHKテレビ、NHKラジオ、電話による天気予報サービス(117)、インターネットの広島県防災Webで確認すること。